

# 江原一雄 市議会ニュース

2018年3月  
第20号

武雄市議会議員  
江原 一雄  
電話45-5192



西谷峠、新たなトンネル工事が  
予定されています



国会議員会館で政府交渉に参加し  
市民要求を訴える私江原議員



福島県飯館村の帰還困難区域の  
ながとろ地区まで行きました



原発ゼロをめざしての毎週金曜日行動に参加しました



熊本地震で大きな被害となった益城町へ



日本共産党災害支援として佐賀  
県党の支援物資を被災地届けました

# くらし・平和の願い取り上げ、品位ある 開かれた議会めざし頑張ってきました



**支所廃止反対と  
最後までつらぬく**

先の12月議会に、支所廃止の条例案が提案されました。私は、合併時「合併のキーワードはサービスは高く、負担は低く」が基本です。しかし支所廃止は逆行です「支所廃止はいかん」が多く賛成でした。今後窓口サービスとして住民票の交付等は一部存続となります。議会の質疑で「当面おく」が、いつまでなのか、決めているのか、とのやり取りがありました。今までなかではなく、継続して充実すべきであります。



**図書館改修、子ども図書館建設に  
5年間で10億円も投入、さらに指定  
管理料金等で毎年2億円超**

平成24年5月4日、前市長が東京のCCC蔦屋書店で記者会見して改修前の図書館は、開館後12年で、年平均入館者30万人、貸出冊数35万冊、市民の文化の中心シンボルとして親しまれています。ところが前市長は、議会の多数で強行し民間企業CCC社に委託していました。指定管理料が安くなると進めましたが6年経つてみると、小松市長も就任当初は「子ども図書館は作らない」と言っていたのがさらには税金投入で、この間10億の市税投入です。さらにこれから指定管理料等で毎年2億円を超える図書館運営費が掛かることになります。観光商業施設そのものです。

**地域の願い、原発ゼロ、災害支援に心を寄せて取り組みました**

**入学準備金7月支給から  
3月支給に前倒し実現**

平成27年6月議会で、中小学生のための就学援助制度のなかの「新入学の為の入学準備金」の支給をこれまで入学後でしたので、これはおかしいとして取り上げました。国会でも、日本共産党副委員長の田村智子参議院議員が取り上げ、文科大臣に要求していました。国会議員と連携した取り組みとなりました。早速、市当局も予算計上し実現となりました。

**「非核平和の都市宣言」の取り組みの質疑で前市長オスプレイ賛成平和事業取り組みません**

約4年前、戦後70年、終戦・被爆から70年を迎えるについて、武雄市の「非核平和都市宣言」決議にそつて平和事業の取り組みを求めました。前市長は、「平和事業しません、オスプレイ導入賛成」と答弁。この答弁はその後物議を起こしました。



# 判決下る「小松市長は36万2483円を樋渡前市長に請求すべき」 まつとうな武雄市政を取り戻すためとりくんだ市民と江原議員

事の発端は樋渡前市長の品位のない発言から

平成26年6月武雄市議会で、山口昌宏議員が「謝金踏み倒し議員」の「存在」を取り上げ、市長に答弁を求めたことから、市長が議員や関係者が誰の事かわかるような発言を行い、著しく名誉を傷つけた事から始まりました。

平成26年9月樋渡前市長に対してT議員から「名誉棄損裁判」が提訴され、平成28年4月22日に判決が言い渡されました。「名誉棄損」を認め、樋渡前市長への損害賠償金約62万円の支払い命令が出たのです。

市長も市議会も「請求しません」

判決を受けて、そのうち武雄市は賠償金36万円を支払いました。

江原議員は、平成28年6月議会の一般質問において、武雄市が支払った36万2483円は樋渡啓祐前武雄市長に「国家賠償法」に基づいて請求するべきであるとして市長を質しました。ところが、小松市長は、「（前市長には）請求しません」との答弁です。平成28年12月市議会では、江原一雄議員が紹介議員となつて武雄市議会（杉原豊喜議長）に「議会として前市長に請求するべき」との請願書（請願者代表 大河内智）を提出しましたが、反対多数で「請求しない」という結果になつたのです。

武雄市監査委員会も「請求しません」訴えを棄却

そこで市民12人は、平成28年12月22日、武雄市監査委員会に「国家賠償法に基づく損害賠償の支払い」を求める監査請求を起しました。しかし、監査委員会は、平成29年2月15日、「請求人の主張は理由がない。市が被つた損害を補填すべき措置を行う必要はない。以上の通り、請求人らの主張には理由がない」として、本件措置請求について請求を棄却したのです。

市長・市議会・監査委員会の判断は断罪される

市民は怒つて、平成29年3月15日、佐賀地方裁判所に「求償権の行使」を求め住民訴訟を起こしました。その結果平成29年12月22日、佐賀地裁の判決は住民勝訴となりました。判決文の一つは、「小松市長が前市長に請求しないこと」が違法である。二つは、樋渡啓祐に対し、36万2483円を支払うよう請求せよとの判決が出されました。原告・弁護団は、平成29年12月25日、武雄市長に対して判決を受け、「控訴するべきではない」と申し入れを行いました。（写真下）



平成26年6月	樋渡前市長は武雄市議会で「謝金踏み倒し議員」と発言
平成26年9月	樋渡前市長に対して「名誉棄損」の損害賠償を求めるため提訴。
平成28年4月	樋渡前市長に対して損害賠償命令の判決が出る。
平成28年6月	江原議員は、市議会にて樋渡前市長に対して請求を求めた。小松市長は応じなかつた。
平成28年12月	武雄市議会に（請求するよう）請願。反対多数で不採択。
平成28年12月	武雄市監査委員会に「国家賠償法に基づく損害賠償の支払い」を求めるため監査請求を行う。
平成29年2月	監査委員会は棄却する。
平成29年3月	市民12人が佐賀地裁に「求償権の行使を求めて住民訴訟。
平成29年12月	武雄市に対して、求償権行使し、樋渡前市長に請求を命じる判決。
平成29年12月	原告・弁護団は武雄市に控訴しないよう申入れる。

何のための監査委員会か

市議会での「求償権の行使を求める決議」の請願書も反対多数で採択されず、武雄市監査委員会に「国家賠償法に基づく損害賠償の支払い」を求める監査請求を起しても「市が被つた損害を補填すべき措置を行っても「市が被つた損害を補填すべき措置を行つた元市長に対して、この税金による肩代わり分を請求すべきだが、不可解にも「請求しない」という行動をとつていた。この判決は、このような武雄市の行動が「違法である」とことが裁判によつて確認されたものであり、極めて当然かつ妥当なものである。武雄市は速やかに、不法行為を行つた元市長に対し、市が肩代わりした賠償金相当額の返還を求めるべきである」とコメントを出しました。

江原一雄市議会議員は、原告の一人として、市議会の「品位」や「求償権（賠償金を前市長に請求する権利）」の問題でも、「名誉棄損」「住民訴訟」の裁判でも、市民の利益を守る立場で猛奮闘してきました。払いたくても払えない市税や国保税の滞納者は差押えまでやつていながら、こんなデタラメは許されません。これからも、住民の願い実現のために頑張る決意を表明しています。